

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

☎ 新型コロナウイルスワクチンコールセンター ☎0120-052-517

新型コロナウイルスワクチン無料接種が終了します

※1/15現在の情報です。国の動向等により変更になる可能性があります。

新型コロナウイルスワクチンを無料で接種できる期間は3/31(日)までです。市内の接種会場での最終日は下記のとおりです。希望者は早めに予約をしてください。



最終日	
12歳以上	3/30(土)
小児(5～11歳)	3/29(金)
乳幼児(生後6か月～4歳)	3/30(土)

また、無料接種終了に伴い下記の窓口も終了します。

なお、厚生労働省のコールセンターは4月以降も継続されますので、ワクチン施策等に関することは、こちらにお問い合わせください。☎ 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-761-770

接種に関する窓口	
新型コロナウイルスワクチンコールセンター(聴覚障がい者用相談窓口含む)	3/29(金)18:00まで
予約サイトでの予約・変更	3/29(金)23:59まで
予約サポートコーナー	3/29(金)17:30まで
web・コールセンターでの接種券交付申請(再交付含む)	3/21(木)まで※

※新型コロナウイルスワクチン接種対策室に直接申請に来られる場合は3/29(金)17:30まで。

接種証明等	
接種証明アプリによる接種証明書の新規発行	3/31(日)まで
コンビニでの接種証明書の発行	3/31(日)23:00まで

紙による接種証明書は4月以降も市民課窓口で発行します(令和6年3月末までの接種分まで)。

新型コロナワクチン接種 Q&A

Q 令和6年4月以降の接種はどうなりますか？

A 65歳以上の人および60～64歳で対象となる人には、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として、秋冬に自治体による定期接種が行われます。費用は原則一部負担(金額未定)です。その他の人は、全額自己負担で接種ができます。接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はありません。

Q 3/31までに初回接種を完了できない場合はどうなりますか？

A 3/31までに初回接種を完了できない場合、残りの接種は自費で受けていただくこととなります。初回接種希望者は、できるだけ3/31までに必要な接種を完了できるよう余裕を持って予約してください。



厚生労働HP
ワクチンの
安全性と副反応

軽自動車税(種別割)に関する手続き

☎ 税務室 ☎892-0121

毎年、4/1現在市内に存在する対象車両の所有者に課税されます。4/2以後に廃車してもその年度分の税が課税されます。

対象車両 原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車(フォークリフト・農耕用トラクター等、公道走行有無に関わらず)・二輪の小型自動車(オートバイ)

申告期限 ▷登録:購入・譲受等から15日以内 ▷廃車:廃棄・譲渡等から30日以内

申告に必要なもの(原動機付自転車・小型特殊自動車の場合)

▷登録 本人確認書類、販売証明書等 ▷廃車 本人確認書類、標識交付証明書等・交野市のナンバープレート
※古物販売許可を持つ人以外の第三者が申告する際は所有者からの委任状等が必要です。

申告場所

▷原動機付自転車・小型特殊自動車 税務室税務総務係
▷排気量125ccを超える二輪車 大阪運輸支局(寝屋川市) ☎050-5540-2058
▷三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会(高槻市) ☎050-3816-1841

3月末が期限の予防接種等

☎ 健康増進課 ☎893-6405

次の予防接種は、3月末が定期接種の期限です。まだ受けていない人は、早めの接種をお願いします。

▷MR(麻しん・風しん混合ワクチン)2期

対象 平成29年4/2～30年4/1生まれ

▷高齢者肺炎球菌

対象 令和5年4/2～6年4/1の間に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人
※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのない人

入院等で他市の医療機関で接種する人は、接種前に健康増進課へ事前申請が必要です。

▷予防接種の払い戻し

依頼書発行時の案内で必要書類を確認の上、他市等で接種した分の払い戻し(償還払い)の申請をしてください。一部上限があります。

接種期間・申請期限 3/31(日)まで※窓口は3/29(金)まで **申請場所** 健康増進課

ふるさと納税制度に関する交野市の状況

☎ 情報マーケティング課 ☎892-0121

ふるさと納税で行った寄附は、一定の手続きをすることで寄附金税額控除として所得税や住民税から控除されます。

寄附金税額控除による市税減収額の75%は地方交付税で補填されますが、交野市では寄附金額増加に向けた取り組みを進めているものの、いただいた寄附の金額に比べ、寄附金税額控除額が大きく上回っているため、下表のとおり財源が流出している状況にあります。

[昨年度の状況]

寄附金税額控除(A)	地方交付税相当額(B)	寄附金額(C)	流出額(A-B-C)
約2億2,100万円	約1億6,575万円※(A)の75%	約1,180万円	約4,345万円

みなさんのご協力をお願いします

このままでは、財源流出により行政サービスの低下を招くおそれがあります。交野市の現状をご理解いただき、みなさんのご協力をお願いいたします。

■他市町村へのふるさと納税についてご一考ください

交野市の行政サービスが低下しないよう、他市町村へのふるさと納税についてご一考をお願いします。

■交野市へのふるさと納税をご検討ください

交野市民が交野市へふるさと納税をした場合、制度上、返礼品をお贈りすることはできませんが、寄附金税額控除を受けることはできます。寄附金の使い道を選べるクラウドファンディング型ふるさと納税等の導入も検討していますので、通常の納税とは違う形での市への貢献として、ぜひご検討ください。

※制度上、本来の納税額より最低2,000円は多い支出となりますのでご注意ください。